

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年1月27日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2100611 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100166 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 27 年 12 月 1 日から令和 2 年 2 月 1 日に訂正し、平成 27 年 12 月から令和 2 年 1 月までの標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

平成 27 年 12 月 1 日から平成 29 年 12 月 1 日までの期間及び平成 30 年 12 月 1 日から平成 31 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 12 月 1 日から平成 29 年 12 月 1 日までの期間及び平成 30 年 12 月 1 日から平成 31 年 1 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 12 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

さらに、平成 31 年 1 月 1 日から令和 2 年 2 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 12 月 1 日から令和 2 年 2 月 1 日まで  
年金記録を確認したところ、請求期間の厚生年金保険の加入記録がないことが判明した。  
未加入期間が発生した原因は、事業主が遑って厚生年金保険の資格喪失届を提出したためである。

請求期間当ても勤務は継続しており、給与から厚生年金保険料が控除されているものと認識していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 27 年 12 月 1 日から平成 31 年 1 月 1 日までの期間については、年金事務所が年金記録訂正請求書を受け付けた日 (令和 3 年 2 月 3 日。以下「訂正請求書受付日」という。) において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、厚生年金特例法が適用される期間であるところ、オンライン記録によると、A 社は平成

27年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるものの、同社の商業登記簿謄本により、同社は請求期間において、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

また、請求者から提出された在籍証明書及び賃金台帳並びにA社の事業主の回答により、請求者が請求期間にA社に勤務し、請求期間のうち、平成27年12月1日から平成29年12月1日までの期間及び平成30年12月1日から平成31年1月1日までの期間について、当該期間の標準報酬月額の設定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、平成27年12月1日から平成29年12月1日までの期間及び平成30年12月1日から平成31年1月1日までの期間の標準報酬月額については、厚生年金特例法の規定に基づき、上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対し、請求どおりの届出を行ったと回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めている上、年金事務所は、遡及する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出された場合は、当該資格喪失届提出後に納付されるべき厚生年金保険料に充当する（厚生年金保険料を還付する場合を含む）ことから、事業主は、平成27年12月1日から平成29年12月1日までの期間及び平成30年12月1日から平成31年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成29年12月1日から平成30年12月1日までの期間については、上記賃金台帳により、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

したがって、厚生年金特例法による訂正は認められないものの、平成29年12月から平成30年11月までの期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳により確認できる本来の報酬月額から24万円とすることが必要である。

なお、平成29年12月1日から平成30年12月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求期間のうち、平成31年1月1日から令和2年2月1日までの期間については、訂正請求書受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法に基づき認定することとなるところ、前述のとおり、A社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、上記在籍証明書及び賃金台帳から判断すると、請求者が当該期間も同社に勤務し、標準報酬月額24万円に相当する本来の報酬月額の支払いを受けていたことが認められる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、令和2年2月1日であると認められ、平成31年1月から令和2年1月までの期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101113号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100167号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間②から⑦までの標準賞与額を、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。  
請求期間②から⑦までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。  
事業主は、請求者に係る請求期間②から⑦までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間④から⑦までの標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。  
請求期間④から⑦までの訂正後の標準賞与額(別表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。
- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年9月1日から平成31年2月1日まで  
② 平成27年7月24日  
③ 平成27年12月25日  
④ 平成28年12月22日  
⑤ 平成29年12月25日  
⑥ 平成30年7月25日  
⑦ 平成30年12月25日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①の標準報酬月額について、事業主による届出が遅れたことにより、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。また、請求期間②から⑦までの期間に係る標準賞与額の記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間②から⑦までについて、請求者から提出された賞与明細、給与明細及びA社に係る金融機関の「照会結果（全明細）」の支払記録により、別表の第2欄及び第3欄に掲げるとおり、請求者は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から⑦までに係る標準賞与額については、上記賞与明細により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が別表の第1欄に掲げる賞与支給日の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の別表の第1欄に掲げる賞与支給日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間④から⑦までについて、請求者から提出された賞与明細、給与明細及びA社に係る金融機関の「照会結果（全明細）」の支払記録により、別表の第2欄及び第3欄に掲げるとおり、事業主から厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を上回る賞与が支給されていることが確認できる。

したがって、請求期間④から⑦までの標準賞与額については、それぞれ別表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間④から⑦までの訂正後の標準賞与額（別表の第4欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①について、A社から提出された給与明細によると、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額（62万円）は、オンライン記録により確認できる保険給付の対象となる標準報酬月額（53万円）より高額であることが認められるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（53万円）は、オンライン記録により確認できる保険給付の対象となる標準報酬月額（53万円）と同額であることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、当該認定額がオンライン記録により確認できる保険給付の

対象となる標準報酬月額を上回る場合である。

したがって、請求期間①について、上述のとおり、厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる保険給付の対象となる標準報酬月額と同額であることから、標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 別表

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求 期間	賞与支給日	賞与支給額 に基づく 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正による 標準賞与額	厚生年金保険法 第75条本文訂正 による標準賞与額
②	平成27年7月24日	30万円	30万円	30万円	—
③	平成27年12月25日	35万円	35万円	35万円	—
④	平成28年12月22日	40万円	39万3,000円	39万3,000円	40万円
⑤	平成29年12月25日	48万円	37万1,000円	37万1,000円	48万円
⑥	平成30年7月25日	43万円	39万円	39万円	43万円
⑦	平成30年12月25日	43万円	41万9,000円	41万9,000円	43万円

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101149 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100168 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 29 年 6 月 9 日の標準賞与額を 102 万 3,000 円とすることが必要である。

平成 29 年 6 月 9 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 6 月 9 日

請求期間に A 社から支給された賞与について、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求期間の賞与支給額が記載された「賞与 (基本情報)」及び同社の社会保険担当者の陳述により、請求者は、平成 29 年 6 月 9 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中 (平成 29 年 \* 月 \* 日から平成 30 年 \* 月 \* 日まで) に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、「賞与 (基本情報)」において確認できる賞与額から、102 万 3,000 円とすることが必要である。